

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社明石百貨店発行の商品券につきましては、令和5年7月30日（日）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の当社発行の商品券をお持ちのお客様は、ご利用終了までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い致します。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社明石百貨店

2. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

ギフト・トークン、商品券（3000円、1000円、500円、40円、20円）

3. ご利用終了日

令和5年7月30日（日）まで

4. 払戻しの申出期間

令和5年7月31日（月）～令和5年9月29日（金）

受付時間は、午前10時～午後15時まで。（土、日、祝日は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

5. 申出及び払戻しの方法

株式会社明石百貨店事務所に未使用の当社発行の商品券を持参して下さい。確認のうえ、その場で現金と交換致します。

※持参できない場合

・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を株式会社明石百貨店事務所までお電話にてご連絡ください。

・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「商品券払戻申請書」を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の当社発行の商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未使用の当社発行の商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します。）

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

6. お問い合わせ先

株式会社明石百貨店事務所

〒673-0892 兵庫県明石市本町1丁目1番32号

電話078-912-3313